
プロジェクト **実務対応**

項目 **実務対応報告第 18 号の見直し**

本資料の目的

1. 本資料は、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 18 号」という。）の見直しについて、以下の論点に関して第 92 回専門委員会及び第 94 回専門委員会、第 348 回企業会計基準委員会において聞かれた意見への対応案を検討することを目的とする。
 - 国内子会社又は国内関連会社（以下「国内子会社等」という。）が指定国際会計基準又は修正国際基準を適用している場合の、連結財務諸表作成における国内子会社等の取扱いの検討

国内子会社等が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成している場合の取扱いについて

（第 92 回専門委員会及び第 348 回企業会計基準委員会で示した内容）

2. 第 92 回専門委員会及び第 348 回企業会計基準委員会では、国内子会社等が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成している場合の取扱いについて、事務局は、次の方向で検討を進める提案を行った。
 - (1) 対象企業の範囲について、当初の提案どおり以下のとおりとする。
 - 国内子会社等が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法の規定に基づく有価証券報告書を提出している場合に限る。
 - (2) 国内子会社等が年度末から指定国際会計基準へ移行するケースにおいて、在外子会社の当面の取扱いを適用することを認めることとする。
 - (3) 国内子会社等が、既に指定国際会計基準へ移行している場合に、実務対応報告第 18 号の適用初年度に当面の取扱いを適用する場合は「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」とする経過的な取扱いを設ける。

(第 92 回専門委員会及び第 348 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

3. 第 92 回専門委員会及び第 348 回企業会計基準委員会では、主に、次の意見が聞かれた。

(早期適用の可否について検討すべきとの意見)

1. 改正実務対応報告第 18 号の適用時期について、例えば、12 月決算会社の場合、平成 29 年 1 月 1 日開始事業年度の年度末からの早期適用を認めるのか、平成 30 年 1 月 1 日開始事業年度の期首からのみ適用するのかが論点となると考えられる。そのため、早期適用を認めるのか、仮に早期適用を認めない場合に 3 月決算以外の会社ではどのように対応すべきかについて検討すべきである。

(聞かれた意見を踏まえた対応)

早期適用の是非の検討

4. 第 92 回専門委員会及び第 348 回企業会計基準委員会で事務局が提示した文案では、改正実務対応報告の適用は、「平成 29 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から適用する」こととしていた。この適用日に関して、早期適用を認めるか否かとの意見が聞かれている。
5. この点に関して、既に指定国際会計基準を適用して連結財務諸表を作成している国内子会社等において、早期適用に関するニーズがある可能性を踏まえると、改正実務対応報告の公表日以後、適用を認めることが考えられる。
6. ここで、仮に改正実務対応報告の最終基準化が来年 3 月となり、3 月決算会社に対して年度末から改正実務対応報告の早期適用を認める場合、四半期財務諸表と年度財務諸表の首尾一貫性の観点から、何らかの追加開示を求めるか否かが論点となる。

この点、金融商品取引法上、年度末から指定国際会計基準へ移行するケースを認めている制度の趣旨を踏まえると、特段の追加開示を求めず、改正実務対応報告の早期適用を年度末から認めても支障はないと考えられる。

7. 仮に、早期適用を認めるとした場合、下記の文案が考えられる。

(5) 平成 XX 年改正実務対応報告の適用時期は、平成 29 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から適用する。ただし、平成 XX 年改正実務対応報告の公表日

以後、適用することができる。

(事務局の提案)

8. 以下の方向で検討を進めてはどうか。
 - (1) 早期適用を認めるよう文案を修正する。

ディスカッション・ポイント

- ・ 事務局案について、ご意見を伺いたい。

以 上